



滋監第 285 号  
令和 5年 3月30日

今明水道 (株)

今江 三枝子 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般 建設業の許可について (通知)

令和 5年 3月 6日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

許 可 番 号	滋賀県知事 許可(般-5)第 20967 号
許可の有効期間	令和 5年 6月 4日から 令和 10年 6月 3日まで
建設業の種類	
管工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 10年 5月 4日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)